

令和3年 第6回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和3年6月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時20分 会長代理
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	〃
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	〃
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	〃	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	〃	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名
 農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎
9. 会議進行状況

議長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員11人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第6回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に7番委員並びに8番委員を指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

第1号議案 農地法第3条を議題といたします。3条の番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>3 ページの番号 1 をご覧ください。</p> <p>番号 1 申請者 受人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 〇〇市〇〇町〇〇〇△△△番地△ 〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇△△△番地△ 地目 畑 面積 1 筆 443 m² 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金無 自作地 0 m² 仮受地 0 m² 貸付地 0 m² 取得状況</p> <p>平成 27 年 12 月 13 日相続 不耕作 無 家族数 3 従農数 2 形態 兼業 位置 農用地区域外 自宅に接続 取得前 畑 取得後 畑。</p> <p>5 ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は、大字〇〇〇字〇〇地内の農地で、現在はバラを栽培しています。 受人は渡人から、約 8 年程前から申請地に北側に接続した家と一緒に申請地を借りております。</p> <p>今回、当事者間で家と申請地を購入することで申請に至ったとのこと。 受人の年齢は 70 歳の兼業農家で造園業をしております。</p> <p>借り受けた当時は耕作放棄地だったようですが、現在はバラを生産し販売しているとのこと。</p> <p>今回、通常であれば農地法の 3 条の許可要件で、下限面積制限である 5000 m²以上耕作していなければなりません。が、例外規定で草花等の栽培で、その経営が集約的に行われる場合には下限面積に達していなくても取得が認められます。</p> <p>そして、受人である〇〇〇〇氏と妻の〇〇〇〇氏が農作業に常時従事しているため、3 条の許可要件は満たしていると考えられます。</p> <p>今回申請に至った経緯ですが、渡人は相続で受けたが耕作できないためとのことで、受人は現在借りている農地を所有地にし、草花（バラ）の生産向上し、規模拡大していきたいとのこと。</p> <p>以上、番号 1 の案件になります。 ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>3 条の番号 1 を審議いたします。 3 番委員より補足説明をお願いします。</p>
3 番委員	<p>申請人から連絡があり、現地を確認いたしました。現在、バラを栽培されておりました。特に問題ないと思いますので、ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に、推進委員東兎玉 1 番より意見がありましたらお願いします。</p>
推進委員	<p>現地を確認しました。特に問題ないと思います。 ご審議をよろしく申し上げます。</p>

東兎玉1番	
議 長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないよう ですから、次に移ります。
議 長	次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。7番委員
7番委員	今回、下限面積要件が例外規定になっている理由を教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	今回、通常であれば農地法の3条の許可要件の中で、下限面積制限という5000㎡ 以上耕作していなければならないというものがありますが、例外規定で耕作事業が草 花等の栽培で、経営が行われる場合には下限面積に達していなくても農業生産の低下 や非効率な利用になることはないと考えられることから下限面積制限の例外となっ ており、今回の申請はそれにあたると思われます。
議 長	他に質問はありますか。7番委員。
7番委員	花卉の栽培であれば、耕作面積が5,000㎡以上なくてもよいとのことですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	草花の栽培であれば、例外規定にあたるようです。
	他に質問はありますか。1番委員。
1番委員	例外規定の要件で、権利取得後の栽培が草花等で、その経営が集約的に行われるこ

	<p>とが認められる場合ということですが、すべて要件を満たしていないといけないということでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回、下限面積要件で 5000 m²以上耕作しなければいけないというものがあると思うのですが、例外規定で、権利取得後の栽培が草花等で、その経営が集約的に行われることが認められる場合は 5,000 m²なくてもよいというのがあります。</p> <p>事務局もこの件について、県に確認したところ、米や野菜等は、大型の機械耕作できるのである程度、規模がないと農業経営が成り立たないというのがありますが、草花等については、規模がそこまで広くなくてもある程度農業経営が、成り立つということで、例外規定になっているようです。</p> <p>今回の〇〇さんの場合であれば、申請地で育てたバラを実際に販売して経営をし、今後も耕作面積を広げていきたいということで今回皆様にご審議いただいているということです。</p>
議 長	<p>他に質問はありますか。3 番委員。</p>
3 番委員	<p>申請地に隣接する宅地は、受人の所有地なのでしょうか。</p>
事務局	<p>申請地に隣接する宅地ですが、約八年前から申請地と一緒に渡人から借りているそうです。今回はその宅地と一緒に申請地を購入することで話がまとまったようです。</p>
議 長	<p>他に質問はありますか。1 番委員。</p>
1 番委員	<p>現在、バラを栽培しているということですが、自作地が 0 m²になっていますが、なぜですか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>受人は農業委員会を通さずに貸し借りをしているため0㎡になっております。</p>
議長	<p>他に質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号1について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、3条の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3ページの番号2をご覧ください。</p> <p>番号2 申請者 受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番地△ 地目 畑 面積 1筆 1629㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 5,800㎡ 仮受地 7,358㎡ 貸付地 0㎡ 取得状況 令和3年2月20日相続 不耕作 無 家族数 1 従農数 2 形態 兼業 位置 農用地区域 取得前 畑 取得後 畑。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は大字〇〇字〇〇〇地内の農地で、現在、果樹を栽培されております。</p> <p>受人の年齢は現在59歳の兼業農家で医者と農業を行っており、主に水稲や果樹、露地野菜を生産されております。</p> <p>受人の家族数は1人となっておりますが、医者の休みの日や平日の昼間や夕方の空いている時間で農作業を行っており、年間150日以上従事しているとのことで、3条の許可要件は満たしていると考えられます。</p> <p>農作業は、近所の方が一緒に農作業を手伝っているとのことで従農数が2となっております。</p> <p>また、受人と渡人は兄弟であります。相続で遺言どおり、所有権をうつしたが、耕作できないため、受人に先代の土地をまとめ、申請地でこれまで作ってきた果樹の栽培を継続したいとのことです。</p> <p>以上番号2の案件になります。ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>3条の番号2を審議いたします。11番委員より補足説明をお願いします。</p>

11 番委員	<p>現地を確認しました。申請地は草も刈られており、実際に果樹が栽培されておりました。問題はないと思います。受人は、先代の農地を守っていきたいという意思があり、耕作を一生懸命行っているようなので、ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、推進委員松久 2 番より意見がありましたらお願いします。</p>
推進委員 松久 2 番	<p>現地を確認しました。相続も兄弟ということなので特に問題はないと思われます。ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。松久 1 番</p>
推進委員 松久 1 番	<p>農作業従事日数は 150 日となっておりますが、週 2 日休みだとすると年間 150 日に満たないと考えられますが、どうなのでしょう。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3 条許可要件のなかで、農作業常時従事要件というのがあり年間 150 日以上農作業に従事していなければいけないというのがありますが、受人からの話によると、本業は週 3 日休みがあり、休みの日と平日の空いた時間で農作業を行っているため、年間 150 日以上行っているそうです。</p>
議 長	<p>他に意見はありますか。松久 1 番。</p>
松久 1 番	<p>一人が 100 日、もう一人が 150 日でも許可要件に該当するのですか。</p>
議 長	<p>事務局より説明お願いいたします。</p>

事務局	<p>農作業常時従事要件は世帯員で判断しますので、世帯の中で一人でも 150 日超えていれば許可要件には該当すると思われま</p>
議 長	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないよう</p>
8 番委員	<p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。8 番委員</p>
議 長	<p>家族でなくても頼まれた人が 150 日以上農作業に従事していれば、3 条の許可要件に該当するということでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局より説明お願いいたします。</p>
議 長	<p>世帯人の中で農作業を 150 日以上従事していれば許可要件に該当するということなので、今回の場合は手伝いしている人は関係なく、受人が農作業に常時従事しているというところで許可要件を満たしていると考えられます。</p>
議 長	<p>他に質問はありますか。1 番委員</p>
1 番委員	<p>従農数は世帯員で見るとはいいですね。なぜ 2 人と記載するのですか。受人が 150 日以上従事しているのですから 1 人と記載すればよろしいのではないのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局より説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>3 条申請書の従農数に 2 人と記載がありましたのでそのまま記載させていただきました。ただ、許可要件は、今回の場合は手伝いしている人は関係なく、受人が農作業に常時従事しているというところで許可要件を満たしていると考えられます。</p>
議 長	<p>他に質問はありますか。2 番委員。</p>

2 番委員	受人は、農作業常時従事日数は満たしているのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	本業は週 3 日休みがあり、休みの日と平日の空いた時間で農作業を行っているため、年間 150 日以上行っていると聞いております。
議 長	他に質問はありますか。推進委員大沢 2 番。
推進委員 大沢 2 番	週 3 日休みでも、休みの日を毎日農業に従事したとしても 150 日はぎりぎりですよ。明確に超えていなければいけないのでしょうか。
6 番委員	従事日数の捉え方ですが、専業農家も体を休めながら農作業を行っています。例えば夕方 1 時間草刈りをしたから 1 日とカウントすれば、年間 150 日は超えると思いますがいかがでしょうか。
議 長	他に意見ありますか。3 番委員。
3 番委員	本人が 150 日以上作業していると申請があり、事務局が毎日行って 150 日を超えているかチェックするというのは、不可能ですから実際に周りの農家が見て明らかに 150 日やっていないということであれば、調べなくてはいけないと思いますが、担当地区の農業委員も一生懸命やっているということで現実とかけ離れた数字ではないようなので、本人の申請を信頼してもいいのではないかと私は思います。
事務局長	受人は、渡人の兄ですが、渡人から話を聞くと本業を行いながらも農作業に懸命に行っているようですので、それを踏まえたうえでご審議をお願いいたします。
議 長	皆様から様々な意見がありましたがまとめまして、採決したいと思います。3 条の

	<p>番号1について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、3条の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 3ページの番号3をご覧ください。</p> <p>番号3 申請者 受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番地△、△△△番△、△△△番地△ 地目 田 面積 3筆 2389㎡、1730㎡、1610㎡、合計5,729㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 5,800㎡ 仮受地 7,358㎡ 貸付地 0㎡ 取得状況 令和3年2月20日相続 不耕作 無 家族数 1 従農数 2 形態 兼業 位置 農用地区域 取得前 田 取得後 田。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は大字〇〇字〇〇地内の農地で、現在、水稻を栽培されております。</p> <p>先ほどの番号2の渡人と今回の受人と渡人は3人兄弟でありますので、こちらの申請に関しても内容は、番号2の案件と同じになります。</p> <p>受人は農作業に従事しているため3条の許可要件は満たしていると考えられます。</p> <p>申請に至った経緯についてですが、渡人は相続で譲り受けたが、耕作できないため、受人は相続にて分散した先代の土地をまとめ、申請地でこれまで作ってきた栽培を継続したいといった内容で、話がまとまったとのこと。</p> <p>以上、番号3の案件になります。ご審議をお願いいたします。</p> <p>議長 3条の番号3を審議いたします。9番委員より補足説明をお願いします。</p> <p>9番委員 現地を確認しました。田植えがしてありきれいに管理されておりますので問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。</p> <p>議長 次に推進委員松久4番より意見ありましたらお願いいたします。</p>
--	--

<p>推進委員 松久 4 番</p>	<p>現地を確認しました。受人は農業に一生懸命取り組んでいますので問題はないと思います。ご審議お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に推進委員から意見ありますか。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号3について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、3条の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>4ページの番号4をご覧ください。</p> <p>番号4 申請者 受人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇△△△番地 地目 畑 面積 1筆 797 m² 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 12,244 m² 仮受地 3,269 m² 貸付地 1,227 m² 取得状況 平成24年12月4日相続 不耕作 無 家族数 4 従農数 2 形態 専業 位置 農用地区域 取得前 畑 取得後 畑。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は大字〇〇字〇〇〇地内の農地で、現在、受人が借り受けて営農されております。</p> <p>受人の年齢は現在 65 歳の専業農家で、主に花卉を生産されております。</p> <p>今回の申請地ですが、4月の総会にて農作物栽培高度化施設の一部として届出があり、農作物を栽培するのに必要な施設の一部として報告させていただき、受理された農地でございます。</p> <p>今回はその農地に購入し、受人の所有地にすることで話がまとまったとのことですので。</p>

	<p>申請に至った経緯についてですが、渡人は身体的に農業の継続が困難であるため、受人は規模拡大により生産性の効率化を図るとのことです。</p> <p>以上、番号4の案件になります。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>3条の番号4を審議いたします。7番委員より補足説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>現地を確認しました、花卉などの鉢が置かれておりまして農業用で利用されているとのことで問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に推進委員大沢1番より意見ありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 大沢1番	<p>現地を確認しました。特に問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に推進委員から意見ありますか。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号4について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	<p>農地法第3条の番号1から番号4の案件につきましては許可と議決されました。</p>
議 長	<p>第2号議案 農地法第5条を議題といたします。5条の番号1について、事務局より</p>

事務局	<p>説明をお願いします。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1 受人 ○○○○市○○区○○○△丁目△△番△号 ○○○○○○株式会社○○担当 ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○△△△番△ 地目 畑 1筆 480㎡の内440㎡ 一時転用 送電線の張替工事に伴う工事用地 賃貸借権 許可日から5ヶ月 申請内容 職業電気事業 敷鉄板、ガードフェンス、単管ロープ柵、取得状況 平成6年7月11日 相続 仮登記 無 抵当権 無 位置 第1種農地 農用地区域 宅地から310m。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>場所は大字広木字上ノ山地内の農地になります。次ページをご覧ください。</p> <p>申請地は農振農用地（青地）で一時転用許可申請となります。</p> <p>一時転用許可の基準とは、仮設工作物の設置のため一時的に農地を農地以外のものにするが、利用後はもとの農地に復元することが確実な場合許可されるものでございます。</p> <p>本件は先月審議いただきました送電線の張替工事と一体で実施するもので、先月の2件は先行して作業ヤードを確保する必要があったこと、また、本件は本庄市児玉町の農地転用も必要となることから今月の申請となったとのことです。</p> <p>申請地には工事で必要となる重機やケーブルなどを置くため、敷鉄板を設置することです。</p> <p>転用期間については、5ヶ月間予定しており、先月の転用期間である12月末日を予定しているとのことです。</p> <p>10ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>5条の番号1を審議いたします。5番委員より補足説明をお願いします。</p>
5番委員	<p>現地を確認いたしました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に、推進委員松久1番より、意見がありましたらお願いいたします。</p>
松久1番	<p>現地を確認いたしました。特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。</p>

<p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>他に推進委員の方で意見はありますか。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。 質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号1について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、5条の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>番号2をご覧ください。</p> <p>受人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇 △△△△番△ 地目 畑 1筆 473㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 使用貸借権 永久 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 107.65㎡ 1階建て 取得状況 昭和45年4月20日 相続 仮登記 無 抵当権 無 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 です。</p> <p>13ページをご覧ください。場所は大字〇〇字〇〇地内の農地になります。 申請地は1種農地にあたりませんが、集落に接続する住宅であれば農地転用が可能であるため申請を受付けました。</p> <p>次ページをご覧ください。公図、配置図になります。受人は結婚し現在両親と同居しているが、独立を考え住宅の建設を検討したとのこと。そして、建設にあたり親の土地である申請地を譲り受けることになったとのこと。道路接続については、申請地東の道路に埋設してある水道と集落排水に接続することです。</p> <p>建物は新築1棟1階建てで建築面積は107.65㎡の予定です。 10ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>5条の番号2を審議いたします。5番委員より補足説明をお願いします。</p>

5 番委員	<p>申請人から連絡あり、現地を確認いたしました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、推進委員松久 1 番より、意見がありましたらお願ひいたします。</p>
推進委員 松久 1 番	<p>現地を確認いたしました。特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>他に推進委員の方で意見はありますか。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。 質問がないようですから、採決したいと思ひます。5 条の番号 2 について、許可と思われまする農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、5 条の番号 3 について、事務局より説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>番号 3 をご覧ください。</p> <p>先月の第 5 条申請の番号 5 で総会前に資金不足とのことで取り下げされた件になります。資金が確保できたことから、再度申請を受け付けました。裏付け資料として残高証明を添付いただき、事務局でも確認しております。</p> <p>受人 ○○○市○○町△△△△番地△ 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○ ○ 渡人 大字○○△△△番地△ ○○ ○○ 大字○○字○○△△△番 地目 山林 1 5 5 0 m² 転用目的 太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 2 0 年 申 請内容 職業 太陽光発電事業 新設 太陽光パネル 2 8 6 枚 発電出力 4 9 . 9 k w 取得状況 平成 8 年 5 月 3 1 日 相続 仮登記 無 抵当権 無 位置 第 3 種農地 農用地区域外 宅地から 8 m です。</p> <p>1 5 ページをご覧ください。場所は大字○○字○○地内の地目山林になります。</p>

	<p>地目が農地以外でも現況が農地であれば農地法が適用されます。現在、ブルーベリーが植えてあるため、転用許可が必要となります。</p> <p>次ページをご覧ください。公図、配置図になります。</p> <p>受人は申請地で設備の能力としては104.4kwで認定は49.9kwを取得しており、286枚の太陽光パネルを設置して、周りは高さ1.5mのフェンスで囲うとのことです。</p> <p>10ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	5条の番号3を審議いたします。9番委員より補足説明をお願いします。
9番委員	先月も許可された案件と同じですので特に問題ないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。
議 長	次に、推進委員松久4番より、意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久4番	特に問題ないと思われますのでよろしくをお願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見はありますか。大沢2番
推進委員 大沢2番	残高証明を確認しましたとのことですが、どこの金融機関で残高がどれくらいあったのか教えていただきたい。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	今回のパネルの設置には約〇〇〇〇万くらいかかる予定で、これに対して残高は〇〇〇〇〇で約〇〇〇〇万以上の残高があるようです。
議 長	他に意見はありますか。意見がないようですので次に移ります。農業委員から質問はありますか。3番委員

3 番委員	年間賃借料は、どれくらいなのでしょう
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>年間△万△△△△円で土地を賃借するとのこと。</p> <p>他に質問はありますか。1 番委員。</p>
1 番委員	現在地目は山林ですが、雑種地になると税金はあがるのですか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	上がると思います。
議 長	<p>質問がないようですから、採決したいと思います。5 条の番号 3 について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>5 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	農地法第 5 条の番号から番号 3 の案件につきましては許可と議決されました。
議 長	第 3 号議案 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>農業委員会法では、毎年度、各農業委員会は第4号議案で審議いただく「活動計画」を定め、計画通り実施できたか「点検・評価」を行いホームページ等で公表することになっています。</p> <p>そこで、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明させていただきます。</p> <p>18ページをご覧ください。令和3年3月31日現在の農業委員会の状況です。</p> <p>1は、農業の概要になります。面積関係、農家数、農業者数、認定農業者などの経営数が記載されています。</p> <p>2は、農業委員会の現在の体制になります。</p> <p>続いて右ページが、担い手への農地の利用集積・集約化になります。1に令和2年3月時点での現状と課題、2に昨年目標とした集積目標とそれに対する実績、3に目標達成に向けた活動、4に目標及び活動に対する評価が記載されています。</p> <p>次ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進になります。</p> <p>1に令和元年3月までの現状及び課題、2に令和2年度の目標と実績、3に目標の達成に向けた活動、4に目標及び活動に対する評価が記載されています。</p> <p>右ページが遊休農地に関する措置に関する評価となります。1に令和2年3月時点での現状及び課題、2に令和2年度の目標及び実績、3に目標の達成に向けた活動、4に目標及び活動に対する評価が記載されております。</p> <p>次ページをご覧ください。違反転用への適正な対応になります。1に令和2年3月時点での現状及び課題、2に令和2年度の実績、3に活動計画・実績及び評価が記載されています。</p> <p>右側が、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検になります。1に農地法3条に基づく許可事務、2に農地転用に関する事務。</p> <p>次ページをご覧ください。3に農地所有適格法人からの報告への対応、4に情報の提供等について記載されています。</p> <p>続いて右側をご覧ください。地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、事務の実施状況の公表等となっております。</p> <p>以上が第3号議案になります。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>推進委員の方で意見はありますか。なければ農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。</p> <p>他に質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。</p>

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、決定します。

第4号議案 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

令和3年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について説明させていただきます。

23ページをご覧ください。令和3年3月31日現在の農業委員会の状況です。1は、農家・農地等の概要になります。農家の戸数、農業者数、認定農業者などの経営数、面積関係が記載されています。2は、農業委員会の現在の体制になります。右側をご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化になります。1は、現状及び課題、2に令和3年度の目標及び活動計画について記載しています。

次に新たな農業経営を営もうとする者の参入促進になります。1は現状及び課題、2に令和3年度の目標及び活動計画を記載しています。

次ページをご覧ください。遊休農地に関する処置になります。1は現状と課題、2は令和3年度の目標及び活動計画を記載しています。

次に違反転用への適正な対応になります。1は現状及び課題、2は令和3年度の活動計画を記載しています。

以上が第4号議案になります。

議長

推進委員の方で意見はありますか。なければ農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。

他に質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

<p>事務局</p>	<p>賛成全員につき、決定します。</p> <p>第5号議案 農用地利用集積計画（案）による利用権の決定を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。</p> <p>本議案にて、農用地利用集積計画の決定の可否を審議していただきます。 それでは、議案書 26 ページを説明させていただきます。</p> <p>利用権の期間 令和3年から令和6年の3年・賃貸借 利用権設定面積 田 1,434 m²、畑 5,411 m²、計 6845 m² 貸手 2 借手 1 筆数 4 借賃 4000 円～7000 円</p> <p>利用権の期間 令和3年から令和8年の5年・賃貸借 利用権設定面積 畑 4,709 m²、計 4,709 m² 貸手 1 借手 1 筆数 3 借賃 5,000 円</p> <p>利用権の期間 令和3年から令和13年の10年・賃貸借 利用権設定面積 畑 729 m²、計 729 m² 貸手 1 借手 1 筆数 1 借賃 5,000 円</p> <p>合計面積 田 1,434 m² 畑 10,849 m² 内再設定が 10,120 m² 合計 12,283 m² 貸手 4 借手 3 筆数 8 内再設定 7</p> <p>議案書 27 ページの番号 1 が新規の分、残りが再設定の分となっております。 以上、第5号議案になります。ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>推進委員の方で意見はありますか。なければ農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。</p> <p>他に質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。</p> <p>農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について、賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>（農業委員全員挙手）</p> <p>賛成全員につき、決定します。</p> <p>議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理をお願いいたします。</p>

会長代理	本日も意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。以上をもちまして、第6回の農業委員会総会を終了します。
<p data-bbox="229 443 1171 479">上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。</p> <p data-bbox="312 542 564 577">令和3年6月25日</p> <p data-bbox="367 689 485 725">議 長</p> <p data-bbox="367 837 485 873">署名委員</p> <p data-bbox="367 985 485 1021">署名委員</p>	